

極秘

(昭和二二、六、西)

昭和二十二年法律第五十四号「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」（以下私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（案））

第一條 昭和二十二年法律第五十四号「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」（以下私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（案））

第一項 第五百四十二条を含む。以下同じ。）の規定は、事業者が、左の各号の一に掲げる法律（昭和二十年法律第五百四十二条を含む。以下同じ。）の規定又はその法律の規定に基く命令によつて行う正当な行為には、これを適用しない。

一 垂糸業法第二十條

二 地方鉄道法第二十五條第一項へ軌道法第二十六條に

おいて準用する場合を含む。）

三 自動車交通事業法第十條第一項第三号へ同法第十六条第一項において準用する場合を含む。）及び同法第十六条第一項第二号の規定中他の運送業者との連絡運輸、運賃協定その他運輸に関する協定に係る部分

四 東北興業株式会社法第九條、第十九條及び第二十一條

五 小運送業法第四條へ同法第十三條において準用する場合を含む。）

六 陸上交通事業調整法第二條第一項第六号及び第七号並びに同條第二項の規定中、これらの規定に係る部分

七 保険業法第十一條

八 食糧管理法

九 昭和二十二年勅令第五百四十二号ヘ「ポツダム」宣
言ノ受諾ニ伴ヒ発スル命令ニ關スル件

十 臨時物資需給調整法

第二條 左に掲げる法律はこれを廢止する。

重要肥料業統制法

臨時肥料配給統制法

日本輸出農產物株式会社法

日本肥料株式会社法

第三條 貯蓄銀行法の一部を次のようにより改正する。

第十二條 削除

第四條 百貨店法の一部を次のようにより改正する。

第七條から第十六條まで、第十九條及び第二十條 削除

第五條 第一條各号に掲げる法律の規定を除いては、私的
独占禁止法の規定に反する法律の全部又は一部は、その
効力を有しない。

第六條 行政官廳法の一部を次のようにより改正する。

第七條 「及び戦災復興院總裁」を「戦災復興院
總裁及び取引委員会委員長」に改める。

附 則

この法律は、公布の日から、これを施行する。但し、第一
条の規定は、私的独占禁止法施行の日から、これを適用
する。